

## 農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第14回）議事概要

日 時 平成30年4月20日（金） 13:15～

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房参事官（経理）、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、食料産業局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、政策統括官総務・経営安定対策参事官、農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課課長

### 概 要

1. 冒頭、官房長から、各委員に対し、当省すべての発注担当職員の法令遵守の意識を高め、適正な発注に努めるよう周知してもらいたい旨の発言
2. 平成29年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、大臣官房参事官（経理）より報告  
（資料1及び資料1-1～1-3）
3. 平成30年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、大臣官房参事官（経理）より報告  
（資料2）
4. その他として、消費・安全局総務課長より報告
5. 特段の意見・質問はなし

以 上

## 平成29年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

### 1 発注者綱紀保持研修について

#### (1) 企画立案担当者研修の概要（平成29年5月実施、参加者28名）

施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して研修を実施。

発注者の対応を実演するロールプレイ（実演）方式の研修を引き続き実施。

〈研修項目〉

①発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房予算課）

②官製談合防止法等に関する講義（講師：公正取引委員会）

③発注者綱紀保持対策ロールプレイ（実演）に関する講義

（講師：大臣官房予算課）

④コンプライアンスに関する講義

（講師：茂木正光行政書士司法書士事務所）

〈その他〉

○講義終了後、アンケートの実施

#### (2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修の概要（平成29年7月、平成29年11月実施、参加者432名）

平成29年度は、前回の研修受講後3年以上経過した者及び未受講者を対象として、7月及び11月にかけて職員専用ホームページを活用し、WEB研修を実施(378名)するとともに、12月1日に講義を実施(26名)した。

上記の研修を実施した結果、研修の受講が必要とされる発注担当職員等は全員受講した。

〈研修項目〉

○発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房予算課）

#### (3) 施設等機関及び地方支分部局で実施した研修への講師の派遣

次の機関で開催した管理監督者及び発注担当職員に対する発注者綱紀保持研修に、本省担当者（大臣官房予算課）を講師として派遣し、「発注者綱紀保持対策に関する講義」又は「発注者綱紀保持ロールプレイ（実演）研修」を行った。

- ① 北海道農政事務所(29年9月11日実施、参加者19名)講義形式
- ② 東北農政局(29年6月27日実施、参加者82名)ロールプレイ(実演)
- ③ 関東農政局(29年7月25日実施、参加者70名)ロールプレイ(実演)
- ④ 横浜植物防疫所(30年2月20日実施、参加者25名)講義形式
- ⑤ 動物検疫所(29年6月22日実施、参加者14名)講義形式

合計 5機関 研修参加者 210名

#### (4) 会計実務研修における講義(平成29年5月、10月)

毎年度実施される会計実務研修に合わせ、発注者綱紀保持研修を取り入れ、周知徹底を図った。

## 2 各地方支分部局等の研修について

各地方支分部局等の研修未受講者が、本省と同様にWEB研修を受講できるよう、職員専用ホームページに発注者綱紀保持専用のページを設置するとともに、本省での研修資料等素材を配布した。

また、受講後3年以上経過した各地方支分部局等の管理監督者又は発注担当職員については再受講することを周知した。

## 3 各地方支分部局等の取組実績(平成29年度)について

〈29年度取組実績〉

- ① 東北農政局(研修(9回実施)、WEB研修(12月実施)、参加者1,857名)
- ② 関東農政局(研修(6回実施)、WEB研修(8月実施)、参加者2,293名)
- ③ 北陸農政局(研修(8回実施)、参加者523名)
- ④ 東海農政局(研修(7回実施)、WEB研修(12月実施)、参加者595名)
- ⑤ 近畿農政局(研修(12回実施)、参加者421名)
- ⑥ 中国四国農政局(研修(16回実施)、WEB研修(8月実施)、参加者2,418名)
- ⑦ 九州農政局(研修(12回実施)、WEB研修(1月～2月実施)、参加者2,657名)
- ⑧ 北海道農政事務所(研修(2回実施)、WEB研修(12月～3月実施)、参加者94名)

- ⑨ 北海道森林管理局(研修(14回実施)、参加者653名)
- ⑩ 東北森林管理局(研修(10回実施)、参加者237名)
- ⑪ 関東森林管理局(研修(7回実施)、参加者216名)
- ⑫ 中部森林管理局(研修(10回実施)、参加者342名)
- ⑬ 近畿中国森林管理局(研修(58回実施)、参加者1,198名)
- ⑭ 四国森林管理局(研修(6回実施)、参加者87名)
- ⑮ 九州森林管理局(研修(10回実施)、参加者357名)
- ⑯ 北海道漁業調整事務所(研修(1回実施)、参加者1名)
- ⑰ 仙台漁業調整事務所(研修(2回実施)、参加者2名)
- ⑱ 新潟漁業調整事務所(研修(1回実施)、参加者1名)
- ⑲ 境港漁業調整事務所(研修(1回実施)、参加者1名)
- ⑳ 瀬戸内海漁業調整事務所(研修(1回実施)、参加者1名)
- ㉑ 九州漁業調整事務所(研修(4回実施)、参加者49名)
- ㉒ 横浜植物防疫所(研修(2回実施)、参加者26名)
- ㉓ 名古屋植物防疫所(WEB研修(3月実施)、参加者73名)
- ㉔ 神戸植物防疫所(研修(1回実施)、WEB研修(8月～9月実施)、参加者66名)
- ㉕ 門司植物防疫所(研修(1回実施)、WEB研修(2月～3月実施)、参加者32名)
- ㉖ 那覇植物防疫事務所(研修(2回実施)、参加者13名)
- ㉗ 動物検疫所(研修(2回実施)、参加者15名)
- ㉘ 動物医薬品検査所(研修(1回実施)、WEB研修(12月実施)、参加者85名)
- ㉙ 農林水産政策研究所(研修(2回実施)、参加者13名)
- ㉚ 農林水産研修所(研修(2回実施)、参加者6名)
- ㉛ 農林水産研修所(つくば館)(研修(1回実施)、参加者3名)
- ㉜ 森林技術総合研修所(研修(7回実施)、参加者24名)
- ㉝ 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター(研修(2回実施)、参加者17名)

合 計      33機関      研修参加者14,376名

## 平成29年度発注者網紀保持研修等開催状況

平成30年3月31日現在

実施機関	開催状況		
	参加者総数	開催内容	
農林水産本省	432名	<p>5/25～5/26 企画立案担当者研修 28名 (講師：公正取引委員会、茂木正光行政書士司法書士事務所、大臣官房予算課) 施設等機関及び地方支分部局等発注者網紀保持担当者等企画立案者を対象</p> <p>1. 12/1 農林水産本省発注者網紀保持研修 26名(講師：大臣官房予算課会計指導班) 本省内の管理監督者及び発注担当職員において未受講者及び希望者を対象 (内訳)大臣官房各課6名、統計部5名、検査・監察部1名、消費・安全局3名、生産局1名、経営局2名、農村振興局1名、 農林水産技術会議事務局3名、林野庁1名、水産庁3名</p> <p>2. WEB版 農林水産本省発注者網紀保持研修 計378名 本省内の管理監督者及び発注担当職員及び希望者を対象(7/5～7/21、11/20～12/1) (内訳)大臣官房各課29名、国際部10名、統計部58名、検査・監察部6名、消費・安全局49名、食料産業局44名、 生産局14名、経営局17名、農村振興局28名、政策統括官付18名、農林水産技術会議事務局12名、 林野庁56名、水産庁37名</p>	
(参考)			
地方 農政 局	東北	1,857名 (1名)	4/27 管内事業(務)所入札契約事務担当者会議における講習 42名(講師：総務課監査官)、5/9 管内事業(務)所 所長会議における講習 16名(講師：総務課監査官)、5/10 管内事業(務)所所長会議における講習 27名(講師：総 務課監査官)、5/25～5/26 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、6/27 東北農政局発注者網紀保持研修 82 名(講師：大臣官房予算課会計指導班)、11/6 局内新規担当者講習 1名(講師：総務課監査官)、管理監督者、発 注担当職員及び希望者を対象に12月に発注者網紀保持チェックシートを実施(1,087名)、2/20 農村振興局主催研修 299名、3/2 農村振興局主催研修 253名、3/14 農村振興局主催研修 49名
	関東	2,293名 (1名)	5/25～5/26 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 7/25 関東農政局発注者網紀保持研修 70名(講師：公正取引委員会、大臣官房予算課)、7/31 管内会計実務者(経理 係長等)を対象に監査官が講師として実施(38名)、1/29、2/13及び3/14 農村振興局主催研修 398名、管内全職員を 対象に8月に発注者網紀保持チェックシートを実施(1,786名)
	北陸	523名 (1名)	5/25～26 農林水産本省発注者網紀保持研修会への参加 1名 6/16講習会 35名(講師：総務課監査官)、7/20講習会 27名(講師：総務課監査官)、7/21講習会 69名(講師：総 務課監査官)、12/6講習会 21名(講師：総務課監査官)、2/5及び2/22 農村振興局主催研修 335名、2/23講習会 35名 (講師：公正取引委員会)
	東海	595名 (0名)	・発注者網紀保持講習会(4会場)計 138名 (8/2：新濃尾農地防災事業所 24名、8/23：矢作川総合第2期農地防災事業所 26名、10/11：木曾川水系土地改良調査 管理事務所 53名、10/20：東海農政局+土地改良技術事務所 35名)(講師：公正取引委員会中部事務所経済取引 指導官、総務課監査官) ・12/4～12/13 自席研修、チェックシートの実施(管理監督者、発注担当職員及び希望者を対象)参加 232名 ・農村振興局主催研修 計 225名 (第1回 1/31 114名、第2回 2/15 105名、第3回 3/14 6名)
	近畿	421名 (1名)	5/26～27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 4/27 管内入札契約担当者を対象に監査官が研修講師で実施 参加45名 11/6 講習 28名(講師：公正取引委員会近畿中国四国事務所総務課経済係長、近畿農政局総務課監査官) 1/30 農村振興局主催研修 参加136名 2/6 農村振興局主催研修 参加127名 3/14 農村振興局主催研修 参加14名 【府県別ブロック講習会】各府県の事業(務)所に対して講習会を開催(講師：近畿農政局総務課監査官) 7/24和歌山平野農地防災事業所(和歌山) 参加21名、8/7湖東平野農業水利事業所(滋賀) 参加10名、8/24加古川水 系広域農業水利施設総合管理所(兵庫) 参加9名、10/4南近畿土地改良調査管理事務所(奈良) 参加12名、11/8淀川 水系土地改良調査管理事務所(京都) 参加9名、12/12亀岡中部農地整備事業所(京都) 参加9名
	中国四国	2,418名 (2名)	4/19研修33名(講師：総務課監査官)、5/15～17、6/6研修460名(講師：総務課監査官)、5/22研修44名(講師：総 務課監査官)、5/25～26 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 2名、6/1研修25名(講師：総務課監査官)、6/1～2 研修73名(講師：総務課監査官)、6/30研修12名(講師：総務課監査官)、7/28研修8名(講師：総務課監査官)、 9/11研修30名(講師：総務課監査官)、10/25研修8名(講師：総務課調整官)、10/30～31研修9名(講師：総務課監査 官)、12/15研修24名(講師：総務課監査官)、1/30、2/19、3/14及び3/28 農村振興局主催研修328名 8/7～8/31管内全職員を対象に発注者網紀保持チェックシートを実施(1,362名)
	九州	2,657名 (1名)	4/18管内国営事業(務)所長を対象に総務課長が説明(16名)、5/25～26本省の発注者網紀保持研修に監査官が出席(1 名)、6/1管内国営事業(務)所工事課長等を対象に監査官が講師で実施(40名)、7/3管内県拠点・事業(務)所庶務担当 課長等を対象に監査官が講師で実施し、更に公正取引委員会事務局九州事務所長による研修を実施(40名)、7/10管 内経理担当者を対象に監査官が講師として実施(38名)、7/27管内事業(務)所事務次長及び用地・管理担当課長を対 象に総務課長が講師として実施(30名)、10/30管内庶務等事務担当者を対象に監査官が講師として実施(70名)、 12/19管内国営事業(務)所等所長を対象に総務課長が説明(17名)、1月中旬から2月に掛けて管内全職員を対象にWEB 研修を実施(実施者1,735名)、3/20管内事業所積算担当者を対象に監査係長が講師として実施(93名)、農村振興局主 催研修(2/6-189名、3/6-191名、3/20-197名 計577名)
	北海道農政事務所	94名 (1名)	5/25～5/26 農林水産本省発注者網紀保持研修へ監査係長が出席1名 9/11 発注者網紀保持研修 19名(講師：公正取引委員会事務局北海道事務所総務課経済係長、大臣官房予算課会計指 導第2係長) 12/11～3/23 管理監督者及び発注事務担当者を対象に発注者網紀保持研修チェックシート実施(74名)

実施機関		開催状況	
		参加者総数	開催内容
森 林 管 理 局	北海道	653名 (1名)	4/25~2/21 発注者網紀保持研修等 計12回(講師:公正取引委員会、北海道局総務企画部長、総務課長・監査官・専門官(契約適正化)等)、5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修(1名)、1/17~19 林野庁発注者網紀保持研修(4名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)等
	東北	237名 (1名)	4/17~1/16 発注者網紀保持研修等 計8回(講師:公正取引委員会、東北局総務企画部長、東北局総務課長、東北局経理課長、東北局専門官(契約適正化)等)、5/25~26農林水産省本省発注者網紀保持研修(1名)、1/17~19林野庁発注者網紀保持研修(3名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)
	関東	216名 (1名)	4/20~11/20 発注者網紀保持研修等 計5回(講師:関東局局長、関東局経理課長、公正取引委員会)、5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修(1名)、1/17~19 林野庁発注者網紀保持研修(3名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	中部	342名 (1名)	5/9~2/2 発注者網紀保持研修等 計8回(講師:公正取引委員会、局総務企画部長、局総務課長、局専門官(契約適正化)等)、5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修(1名)、1/17~19林野庁発注者網紀保持研修(3名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	近畿中国	1,198名 (1名)	4/20~2/14 業務研修等 計57回(講師:近中局総務企画部長、近中局計画保全部長、近中局森林整備部長、近中局総務課長、近中局経理課長、近中局専門官(契約適正化)、署長、次長、所長、調整官、公正取引委員会等)、5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修(1名)
	四国	87名 (1名)	4/25~11/2 発注者網紀保持研修等 計4回(講師:公正取引委員会、四国局専門官(契約適正化・債権管理)等)、5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修(1名)、1/17~19 林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	九州	357名 (1名)	4/17~9/6 発注者網紀保持研修等 計8回(講師:公正取引委員会、九州局専門官(契約適正化)等)、5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修(1名)、1/17~19 林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:大学教授、法律事務所講師、林野庁監査官等)
漁 業 調 整 事 務 所	北海道	1名 (0名)	9/11 北海道農政事務所発注者網紀保持研修へ参加 1名
	仙台	2名 (1名)	5/25~5/26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、6/27 東北農政局発注者網紀保持研修へ参加 1名(講師:農林水産省大臣官房経理課)
	新潟	1名 (1名)	5/25~5/26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名
	境港	1名 (1名)	5/25~5/26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名
	瀬戸内海	1名 (1名)	5/25~5/26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名
	九州	49名 (1名)	5/25~5/26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、発注者網紀保持対策職場研修の実施 48名(7/28 白萩丸:9名、7/30 白鷗丸:21名、8/2 事務所:18名)(講師:総務課長、白萩丸船長及び白鷗丸船長)
	横浜	26名 (1名)	5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名(講師:大臣官房予算課)、2/20 発注者網紀保持研修 25名(講師:大臣官房予算課)
植 物 防 疫 所	名古屋	73名 (0名)	3/12~3/23 73名(WEB研修)
	神戸	66名 (1名)	5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、8/22~9/29 WEB研修 65名
	門司	32名 (0名)	2/16~3/5 WEB版発注者網紀保持研修 計25名 2/28 所内研修 7名(講師:庶務課課長補佐)
	那覇植物防疫事務所	13名 (1名)	5/25~5/26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 12/13 本省研修参加者(庶務課長補佐)が平成29年度発注者網紀保持研修資料により職員12名を対象として研修実施
動物検疫所	15名 (1名)	5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名(講師:大臣官房予算課ほか) 6/22 事務官研修14名(講師:大臣官房予算課)	
動物医薬品検査所	85名 (0名)	5/16 研修16名(講師:庶務課長補佐) 12/11~18 研修69名(PCIによるeラーニング研修及びチェックシートの実施)	
農林水産政策研究所	13名 (1名)	5/25~26 農林水産省本省企画立案担当者研修へ参加 1名 10/4 発注担当職員(12名)を対象とした研修を実施(講師:庶務課)	
農林水産研修所	6名 (1名)	5/25~26 農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 6/26 研修5名(つくば館含む。講師:農林水産研修所総務課長)	
農林水産研修所 (つくば館)	3名 (0名)	職員掲示板にて研修資料を掲示し周知	
森林技術総合研修所	24名 (1名)	5/24木材安定供給(販売)研修2名(講師:林野庁監査室監査官)、5/25~26農林水産省本省発注者網紀保持研修へ参加1名、5/30総括官等技術研修の一部4名(講師:林野庁管理課課長補佐)、6/15・8/24・12/7保安林及び林地開発許可1~3研修の一部6名(講師:林野庁監査室監査官)、1/17~19発注者網紀保持研修12名(講師:林野庁監査室監査官、名古屋大学教授ほか)	
農林水産技術会議 事務局筑波産学連携 支援センター	17名 (1名)	5/25~26農林水産省本省発注者網紀保持研修に参加(1名)、5/31発注担当職員(16名)を対象とした研修を実施(講師:総務課長)	

※ 「参加者総数」欄の括弧書きは、農林水産省本省発注者網紀保持研修に当該機関の発注者網紀保持担当者が参加した人数。(内数)

## 発注者綱紀保持に関するWEB研修実施結果

平成29年度のWEB研修において、実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり。

本省の管理監督者及び発注担当職員に対して実施。

(平成29年7月5日～7月21日、平成29年11月20日～12月1日)

- 解答者 378名(本省管理監督者及び発注担当職員数)
- 設問数 10問
- 正答率 91.1%  
(正解者の延べ人数/解答者の延べ人数)

## ○チェックシート結果の分析

管理監督者又は発注担当職員としての在職年数	受講人数	うち7問以下の者	正答率
2年未満	304名(80%)	27名(84%)	90.7%
2年以上3年未満	16名(4%)	2名(6%)	93.1%
3年以上5年未満	10名(3%)	0名(0%)	91.0%
5年以上	48名(13%)	3名(9%)	93.1%

※括弧書きの割合は、小数点以下四捨五入のため合計が100%にならない場合がある。

## 発注者綱紀保持に関するチェックシート（解答）

平成29年度

設問 番号	設 問 及 び 解 説	解答 (○、×) 正解率
1	<p>農林水産省における発注事務に関し、職員は法令及び発注者綱紀保持マニュアルの遵守等を通じ、一層の適正化を図る必要がある。</p> <p>-----</p> <p>【解 説】訓令第 1 条 発注者綱紀保持規程の目的である、発注事務の適正化及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保する必要がある。</p>	○  (100%)
2	<p>「発注担当職員」には、仕様書及び設計書を作成する原課の事業担当者、監督職員、検査職員、予定価格の作成並びに契約相手方の選定等を行う契約事務担当者の他に、発注に係る秘密を知ることの出来る決裁者や文書を処理する担当者が含まれる。</p> <p>-----</p> <p>【解 説】訓令第 2 条 訓令第 2 条に発注事務の定義が規定され、「建設工事等（建設工事、測量、建設コンサルタント等、物品購入等及び役務等をいう。以下同じ。）における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、契約方式の選択及び入札、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約履行中及び完成時の履行状況の確認及び評価その他の建設工事等の発注に係る関連事務（発注に係る秘密（公表を制限された情報を含む。）を知ることのできる事務）をいう。」とされています。 このことから、「発注担当職員」とは、契約事務手続きを行う職員のみならず、仕様書や設計書の作成をする職員、決裁を行う職員、文書処理を行う職員など、発注に係る秘密を知ることのできる非常に広範な職員を指します。 決裁を行う職員の中には、自らが、発注者綱紀保持規程に定める発注担当職員であることを認識していない方もいるので、発注者綱紀保持担当者は、その人たちに自らが発注担当職員に該当していることを認識させる必要があります。</p>	○  (95%)
3	<p>「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者の他、委託契約相手方である地方公共団体等も含まれる。</p> <p>-----</p> <p>【解 説】訓令第 2 条 「事業者」は、法人業者、共同企業体、組合その他の団体及び個人事業者並びにこれらの役員、従業員、代理人その他これに準ずる者とされており、競争参加有資格者以外の事業者や農林水産省所掌に無関係な事業者も含みます。 これは、事業者のいかに問わず発注担当職員等としての綱紀保持の徹底を図ること、当該事業者を介しての競争参加有資格者からの間接的な働きかけ等も想定されるためです。 なお、補助事業者は含まれません。</p>	○  (87%)
4	<p>発注担当職員は、役務の仕様書を作成するため残業していたが、翌日が期限であったことから、作成途中の当該仕様書データを自宅で作成するためメールにより送信した。帰宅後、仕様書を完成させ、仕事場へメールで送信し、期限に間に合わせた。</p>	×  (99%)

	<p><b>【解説】訓令第6条第2項</b>  管理監督者及び発注担当職員は、原則として「秘密に関する書類（その写し及び、記録媒体（USBメモリ等）を含む。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）し、その他これに類することを行ってはならない。」と規定されていることから、ファイル共有ソフト等により漏えいするおそれがあることから不適切です。</p>	
5	<p>発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関して、不当な働きかけを受けた時は、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、速やかに口頭で報告するとともに所定の様式により報告する。</p> <p><b>【解説】訓令第11条</b>  発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関し、第3条、第6条、第7条第1項に抵触すると思料される事実を確認し、又は、不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長及び担当者に対し、当該内容を事実に基づき正確に記録し、訓令に規定されている様式により報告するものとされています。</p>	○ (98%)
6	<p>入札を予定している役務契約について、匿名の電話で「〇〇社が落札する予定」との情報があった。その際、相手方は匿名であり、これ以上の説明はなかった。  したがって、情報の信憑性が不確定で根拠がないことから、上司と相談し、了解を得たうえで、入札を予定どおり実施することとした。</p> <p><b>【解説】訓令第4条第1項</b>  訓令第4条第1項に管理監督者又は発注担当者が入札談合に関する情報を把握し、法令違反との確証が得られない場合は、大臣官房参事官（経理）が別に定めるところにより公正入札等調査委員会へ通報するものと規定されています。  したがって、公正入札等調査委員会は「談合情報対応マニュアル」に従って調査を実施することとされています。</p> <p>管理監督者又は発注担当者職員が、  ①入札談合に関する情報を把握し、法令違反との確証が得られない場合は、公正入札等調査委員会へ通報  ② 公益通報者保護法による公益通報及びその相談を受け、通報事案事実と判明している場合は、農林水産省職員内部情報処理要領の通報等受付・相談窓口へ報告  ③また、公正入札等調査委員会や発注者綱紀保持委員会において調査を行い、公益通報の対象と判明した場合に内には部情報処理要領へ移行し、通報等受付・相談窓口へ提出します。</p>	× (84%)
7	<p>事業者が納品のため来庁し、検査終了後、退庁する際に廊下で発注担当職員と出会い、挨拶を交わした。発注担当職員が執務室へ戻ろうとしたところ、事業者から発注事務に関する問い合わせがあったので一人で対応した。</p> <p><b>【解説】訓令第7条</b>  管理監督者及び発注担当職員は、事業者との応接にあたっては、受付カウンターその他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不審を招くことのないよう配慮する必要があります。  単に挨拶だけなら問題ないが、この場合は発注事務に関する問い合わせであることから、複数の職員、また、オープンスペース等の場所で対応する必要があります。</p>	× (96%)
8	<p>発注事務を担当していない課の職員から、OBがいるA業者に対して、オフィス機器等の入札がある場合は、連絡するようにと依頼があったので、入札公告が公表された後で、A業者へ連絡しホームページに掲載された旨を伝えた。</p> <p><b>【解説】</b></p>	× (70%)

	既に公表されている情報でも特定の業者だけに情報を提供するなど便宜を図ることは、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第8号「その他の特定の者への便宜の誘導につながる恐れのある依頼」に該当する不当な働きかけになりますので、依頼した職員及びA業者に対して「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し、所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告する必要があります。	
9	<p>○事業者：「先日から出入りをしている文房具会社〇〇(株)は、数年前に指名停止を受けたことがあるので、発注はしない方が良いですよ。」</p> <p>○発注担当職員：「他社に受注させないことの依頼は、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第3号に該当する不当な働きかけになりますので、不当な働きかけを受けた旨公表する場合がありますので、ご承知おきください。」と伝え報告書を作成し所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告した。</p> <p>-----</p> <p><b>【解説】</b> 発注担当職員の回答のとおり、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第3号に該当する不当な働きかけになりますので、不当な働きかけを受けた旨公表する場合があります旨を伝え報告書を作成し、所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告する必要があります。</p>	○ (97%)
10	<p>○事業者：「現在公告されている「〇〇工事」の規模は昨年度行われた工事のどの工事に近い規模でしょうか。」</p> <p>○発注担当職員：「昨年10月5日に実施した工事に近いものがあります。ホームページで公表しておりますのでご確認ください。」と回答した。</p> <p>-----</p> <p><b>【解説】</b> 公表されている情報は業者に伝えることは出来ませんが、上記設問では工事の規模を聞き取るにより、予定価格を類推できる質問となっているため、回答をしてはいけません。</p>	× (85%)

**平成30年度発注者綱紀保持対策の実施方針について**

本年度は、昨年度に引き続き、①「施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」、③「地方支分部局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修」をそれぞれ実施する。

また、④新たに管理監督者及び発注担当職員となった者に対して「発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）」を配布する。

**① 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修****ア 目的**

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い取得を目的とする。

**イ 開催時期** 平成30年5月24日～25日（於：本省）**ウ 研修項目**

- (ア) 発注者綱紀保持対策に関する講義  
(講師：大臣官房予算課)
- (イ) 官製談合防止法等に関する講義  
(講師：公正取引委員会)
- (ウ) 発注者綱紀保持対策ロールプレイ（実演）に関する講義  
(講師：大臣官房予算課)
- (エ) コンプライアンスに関する講義  
(講師：外部講師)

**② 本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修****(1) (講義形式)****ア 目的**

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させることを目的とし、人事異動等により、新たに本省の管理監督者又は発注担当職員となった未受講者全員及び受講後3年以上経過した希望者を対象に受講させる。

**イ 開催時期**

平成30年11月頃（講義形式）

1回1時間程度（受講者数により回数は調整）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関する講義

エ 講師

大臣官房予算課

## (2)(WEB形式)

ア 目的

発注者綱紀保持の基礎知識を習得及び再認識できるWEB研修と理解度を確認するためのチェックシートにより発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を再確認させることを目的とし、発注事務に携わる管理監督者及び発注担当職員並びに希望者を対象に受講させる。

イ 開催時期

平成30年6月、11月頃（WEB研修）

実施期間2週間（出張等で受講が出来ない場合は随時受講）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関するWEB研修

「チェックシート」による理解度の確認

## ③ 地方支分部局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修

ア 対象者

地方支分部局等が実施する研修について、地方支分部局等で新たに管理監督者又は発注担当職員となった者（未受講者）全員及び受講後3年以上経過した管理監督者又は発注担当職員が受講するように取り組む。

※ 要請（上記以外の機関からの要請も含む。）があれば、大臣官房予算課の担当者を講師として派遣する。また、受講徹底のため、既存会計研修等への組込み、WEB研修に取り組む。

## ④ 発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）の配布

人事異動等により、新たに本省の管理監督者又は発注担当職員となった者全員に発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）を配布し、発注担当職員としての基礎知識を習得させる。